

高岡市景観計画の景観づくりの基準チェックシート（旧北陸街道福岡地区）

それぞれ該当する行為の種類ごとに、「景観計画区域内行為届出書」に必要な添付書類の一つとして、以下のチェックシートを提出してください。（地域の景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

1 建築物又は工作物の新築、移転、又は増築、改築で外観の変更が生じるもの			
件 名		記 入 者	
行為の場所		高岡市	
地 区 名		旧北陸街道福岡景観形成重点地区	
周辺景観の特性		福岡中心市街地の中央に位置し、旧北陸街道に面する閑静な住宅地を形成している。この町並みには、歴史的な風情が色濃く残されており、建物の特徴は、切妻平入り2階建て日本瓦葺きで、梁、垂木、袖壁等が見えるデザインであり、壁面は道路から約1m後退し、1階部分に下屋等がある。また、窓・玄関には格子が施された建物が旧北陸街道の趣を醸し出している。	
項 目		基 準	具体的な配慮又は工夫の内容
1 基本事項		北陸街道の歴史的な趣が感じられ、歩いて楽しく、暮らしやすい町並みの景観形成を図る。	
2 個別事項	(1) 位置	ア 建築物等の壁面線の位置は、軒先や屋根面などを周辺の伝統的な建物等の壁面線と揃える。	ア 建築物等の壁面線の位置は、軒先や屋根面などを周辺の伝統的な建物と調和する位置とする。 イ 建築物等の壁面線の位置が前面道路より著しく後退している場合は、壁面や軒の連続性を演出するため、塀などを設置する。
	(2) 高さ	ア 建物の高さは、2階建て程度の高さとする。 イ 3階建て以上の場合、3階以上を通りからセットバックさせ通りに空間的広がりを感じさせるよう配慮する。	
	(3) 形態・意匠	ア 屋根は勾配屋根、切妻平入りとし、軒高、軒の出は周囲と調和したものとする。	
		イ 1階部分に下屋等を敷地間口の1/2以上設け、町並みの連続性に配慮し、街道に面した1階部分の窓には格子をつける。	
		ウ 角地や隣が駐車場になっているなど、建物の側面が見える場合は、妻壁の外観に十分配慮する。	
		エ 梁、垂木、袖壁等は、見えることとする。	エ 梁、垂木、袖壁等は、見えるよう努める。
		オ 街道に面した玄関は格子引戸とする。	オ 街道に面した玄関は、格子意匠のものとする。
(4) 素材	ア 屋根は日本瓦葺きとする。 イ 外壁は自然素材（木、漆喰、土壁）とする。	・屋根は黒色系の素材のものとする。 ・外壁は自然素材（木、漆喰、土壁）を意識したものとする。	

項 目		基 準	緩和措置	具体的な配慮又は工夫の内容
2 個 別 事 項	(5) 色彩	ア 屋根は黒色系を基調とする。 イ 外壁は高岡市景観計画 6-3(3)で定める色彩基準の住宅地または歴史的景観特性の推奨色とし、落ち着いた色調とする。 ウ 一つの建物に数多くの色を用いることを避け、落ちついた雰囲気を出し出すよう、色調を統一する。		
	(6) 設備	ア 街道に面する位置を避けて設置する。やむを得ず街道に面する場所に設置する場合は、目立たないよう覆いを被せ、周囲になじむ色彩とする。		
		イ 街道に面する位置での太陽光パネルの設置は原則不可とする。	イ 太陽光パネルを設置する場合、色彩は黒または濃紺とし、低反射なものとする。 太陽光パネルの設置高さは棟の高さ以下とし、周囲の景観と調和した意匠のものとする。	
	(7) 広告物	ア 富山県屋外広告物条例における第 1 種禁止地域の基準を準用し、町並みと調和のとれたものとする。	ア 広告物は、集約化に努め、その位置、形態、色彩、大きさなどは、町並みと調和したものとする。	
	(8) 車庫	ア カーポート等を通りに面する位置での設置は不可とする。 イ インナーガレージ等とし、壁面の連続性に配慮する。 ウ シャッターや格子戸を設置して通りから車等が見えないように努める。 エ 色彩は、開口部の建具や外壁となじむ色合いとし、シャッターは木壁意匠のものとする。	ア やむをえずカーポート等を通りに面する位置で設置する場合は下記すべてを満たすこととする。 ① 色彩は黒または茶系色とする。 ② 敷地内の建物壁面線と同程度の後退位置とし、幅は建物間口の 1/2 以下とする。	
	(9) 駐車場	ア 町並みの連続性を損なわないように周囲に垣等を設けるか、建物と一体化するなど駐車場の意匠に配慮し、通りから駐車している車等が見えないように努める。		
	(10) 外構	ア 塀を設置する場合は大和塀を意識した意匠とする。	ア さく、塀などは、素材や色彩を周囲の景観に調和したものとする。	